

京 都 大 学 防 災 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (所長) 第3条 防災研究所に、所長を置く。 2 所長は、防災研究所の専任の教授をもって充てる。 3 所長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u> ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 所長は、防災研究所の所務を掌理する。 (後 略)</p>	<p>(所長) 第3条 } (同 左) 2 } 3 所長の任期は、<u>2年とする。</u>ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間 <u>(当該期間が1年を超えない場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)</u>とする。 4 <u>所長は、再任されることができる。ただし、引き続き再任される場合の任期は、1年とする。</u> 5 (同 左) 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>